

社会福祉法人ユタカ福祉会 高齢者・障がい者虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

社会福祉法人ユタカ福祉会（以下「法人」という。）は、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を基本とし、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止を重要な課題と位置づけ、虐待が発生した場合には利用者の安全確保を最優先とし、関係機関と連携しながら再発防止に取り組む。また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の理念に基づき、法人全体で虐待防止の取組を推進するために定めるものである。

2 対象事業所

本指針は、当法人が運営する介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所その他のすべての事業所に適用する。

3 虐待の定義と類型

高齢者及び障がい者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、身体、財産が損なわれる状態をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者・障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放置

高齢者・障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと。

(3) 心理的虐待

高齢者・障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者・障がい者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者・障がい者を養護する者又は高齢者・障がい者の親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

4 虐待防止体制の整備

虐待防止のため、法人内に高齢者・障がい者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、各事業所に虐待防止責任者・担当者を配置する。法人全体で虐待防止に取り組む体制を整備する。

5 虐待防止委員会

(1) 設置目的

法人全体での虐待防止の取組を推進するため、委員会を設置する。

(2) 構成

各事業所の施設長・管理者・虐待防止責任者・担当者、必要に応じ第三者委員・その他職員とする。

(3) 開催

原則 3 か月に 1 回以上開催する。また、虐待事案の発生時や必要に応じ随時開催する。

(4) 主な役割

- ・虐待防止に関する取組の検討
- ・職員研修の企画及び実施
- ・マニュアルの整備
- ・虐待発生時の対応状況の確認と改善策の検討
- ・取組状況の評価及び見直し

(5) 記録の作成及び保存

議事録を作成し、出席者・検討内容・決定事項を記録する。作成した記録は適切に保存する。

6 虐待防止責任者・担当者の役割

各事業所に責任者・担当者を配置し、虐待防止の取組を推進する。

(1) 虐待防止責任者

法人・施設全体の虐待防止体制を総括し、次の役割を担う。

- ・法人全体及び各事業所の虐待防止方針の決定・指示
- ・虐待発生時の対応方針の判断
- ・行政機関や関係機関との窓口としての連絡・調整
- ・委員会の設置及び運営
- ・虐待防止マニュアル及び職員研修の承認

(2) 虐待防止担当者

各事業所における虐待防止の実施を担当し、次の役割を担う。

- ・日常のケアや支援における虐待防止対策の実施管理
- ・虐待発生時の初期対応及び職員への周知
- ・施設内での虐待事案や疑いの把握と情報共有
- ・虐待防止マニュアルの整備・更新及び研修補助

7 虐待発生時の相談・報告体制

虐待を把握した場合は速やかに市町村等に通報し、必要に応じて高齢者・障がい者の生命・安全を最優先に対応する。

(1) 養護者・使用者（障がい者のみ）による虐待の場合

高齢者：市町村・地域包括支援センター・ブランチ

障がい者：市町村・障がい者基幹相談支援センター

の指示に従い、保護・虐待解消に向け協力する。

(2) 施設職員等による虐待の場合

①職員は虐待が疑われる事案を発見した場合、速やかに虐待防止担当者又は管理者へ報告する。

②虐待防止担当者は状況を確認し、管理者及び関係職員へ情報共有を行う。

③管理者は必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応を行う。

④必要に応じて利用者家族へ連絡を行う。

⑤虐待が確認された場合又は疑いがある場合には、市町村等の行政機関へ報告する。

8 指針の閲覧

事業所内に備え付け、職員がいつでも閲覧できるようにする。また、利用者及び家族が閲覧できるよう法人ホームページ等で公表する。

9 指針の見直し

委員会で定期的に内容を確認し、法令改正や社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。

10 事業所ごとの取組

各事業所においては、本指針に基づき、サービスの特性に応じた虐待防止マニュアルを整備し、具体的な対応を実施する。また、職員研修を定期的に行い、意識及び対応能力の向上を図る。

社会福祉法人ユタカ福祉会 虐待防止・身体拘束等適正化委員会 委員名簿

	部署	職種	役職・氏名
委員長	法人本部	理事長	理事長 辰己 祐剛 (虐待防止責任者)
副委員	法人本部	看護職	本部長 辰己 悦子 (虐待防止担当者)
委員	喜連西デイサービス	介護職	施設長 辰己 祐剛 (虐待防止担当者)
委員	和みデイサービス	介護職	管理者 安部 真子 (虐待防止担当者)
委員	小規模多機能型居宅介護施設ゆたか	ケアマネ	管理者 増田 恵子 (虐待防止担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (訪問介護・訪問型サービス)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
委員	介護付有料老人ホームゆたか	相談員	施設長 上高 光夫 (虐待防止担当者)
委員	喜連西ケアプランセンター	ケアマネ	管理者 河越 陽子 (虐待防止担当者)
委員	喜連地域包括支援センター	相談員	管理者 松岡 陽介 (虐待防止担当者)
委員	障がい者相談支援センターゆたか	相談員	施設長 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (居宅介護・重度訪問介護)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
第三者 委員			松岡 友美 (苦情解決第三者委員)
第三者 委員			今西 基之 (苦情解決第三者委員)

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

※第三者委員は、被虐待者及び家族、通報者からの同意に基づき介入する。

附則

この指針は、令和５年４月１日から施行する。

附則（令和６年６月１日改定）

委員会開催頻度と委員の変更、一部文言の追記と修正

附則（令和７年４月１日改定）

文言の追記及び修正。

附則（令和８年５月１日改定）

文言の大幅な追記・削除と修正。